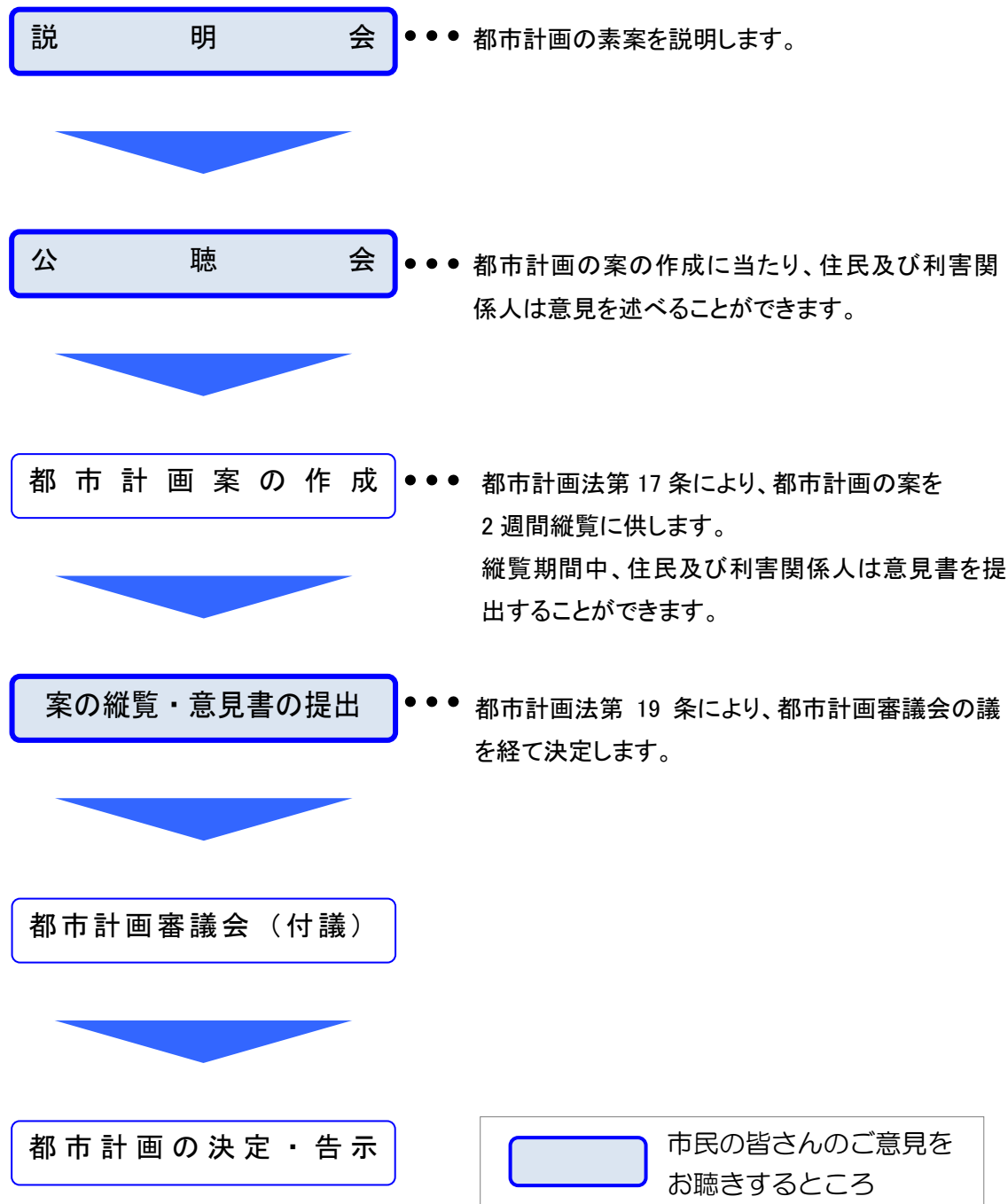


5. 都市計画手続きの流れ



6. お問い合わせ先 9:00～17:30（ただし、土・日曜日、祝日は除く）

（特別緑地保全地区に関すること） 公園緑地整備課
TEL072-228-7424 FAX 072-228-1336

（都市計画手続きに関すること） 都市計画課
TEL072-228-8398 FAX 072-228-8468

南部丘陵における特別緑地保全地区の決定（素案）について

1. 南部丘陵における緑地保全の取り組み

市南部に位置する南部丘陵には、次代に保全・継承すべき自然豊かな一団の緑地が存在しています。

南部丘陵の緑地保全の仕組みづくりについては、堺市緑の政策審議会から答申（平成24年11月）を受け、平成25年3月改定の『堺市緑の基本計画』において、豊かな緑を次代に継承するエリアとし、緑地保全に関する施策や事業を位置づけました。

その中で、本市ではこれまで土地所有者や市民の皆様に対して緑地保全の必要性を理解していただくための取り組みを実施してきました。

さらに今般、「南部丘陵地域における東西道路（農道）の供用開始」や「持続可能な社会の実現をめざすSDGs未来都市の選定」に加え、「地元住民からの緑地保全要望」の動きがあることから、より一層、南部丘陵における緑地保全を推進するため、特別緑地保全地区を決定しようとするものです。



2. 答申の内容及び特別緑地保全地区の指定の考え方

○堺市緑の政策審議会答申内容（一部抜粋）

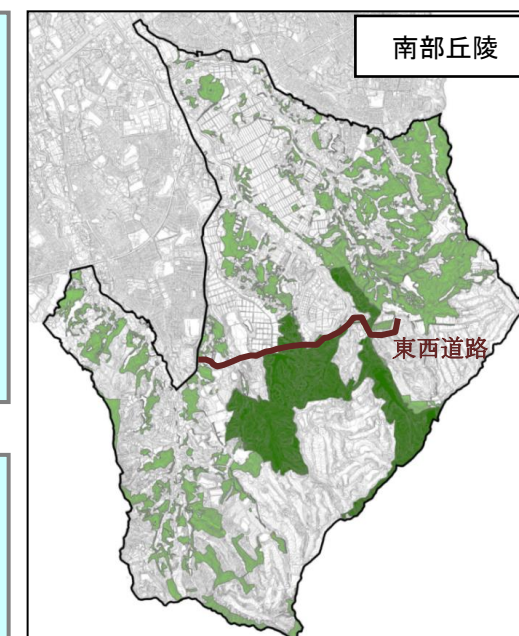
- ・南部丘陵において保全優先地区及び保全地区を抽出。
- ・保全優先地区における最も有効な緑地保全制度は特別緑地保全地区である。しかしながら、直ちに全域の指定を行うことは困難であることから、長期的な視野で見据え、条件の整った場所から順次指定を進めることが望ましい。

○特別緑地保全地区の指定

「特別緑地保全地区」を指定することで、建築行為など一定の行為の制限などにより一団の緑地等を現状凍結的に保全し、豊かな緑を将来に継承することができます。

○指定区域の考え方

堺市緑の政策審議会の答申において、「特に保全を優先すべき地区」とされた区域（約160ha）のうち、特に開発圧力が高く、緑地の減少が危惧される地域から優先し、明確な区域となるよう指定します。



凡例

	南部丘陵 約1,600ha
	保全優先地区 (特に保全を優先すべき地区) 約160ha
	保全地区 (特に保全を優先すべき地区以外の緑地) 約340ha

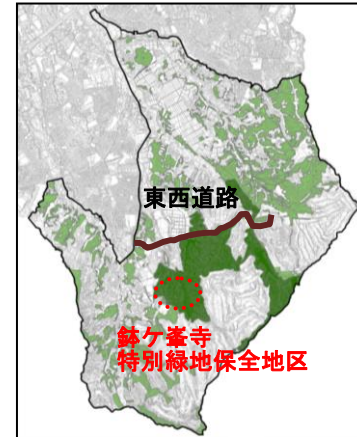
3. 特別緑地保全地区の決定（素案）の内容

本市では、「堺市緑の基本計画」の施策として、南部丘陵における緑地の保全を位置づけ、実効性のある緑地保全制度による緑地保全施策を進めることとしています。

本地区は、石津川水系・明正川の源流域に位置し、樹林地が良好な自然的環境を保っている貴重な緑地であることから、動植物の生息地または生育地としての緑地を保全するとともに、当該地域住民の健全な生活環境を確保するために、特別緑地保全地区を決定しようとするものです。

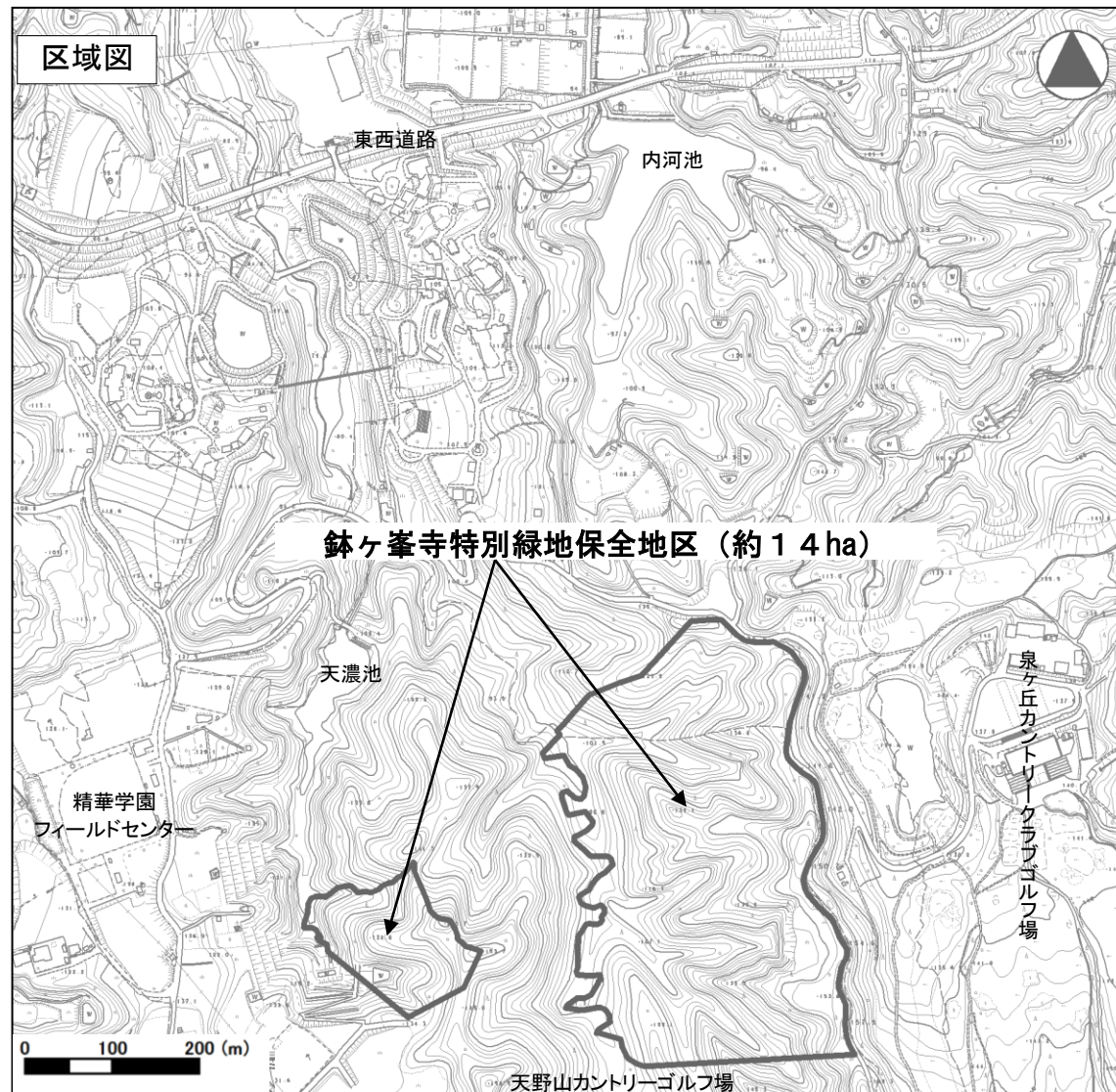
○ 位置

堺市南区鉢ヶ峯寺及び豊田（飛び地）の各一部
本地区は、堺市の南部に位置する丘陵部にあり、泉北高速鉄道 柁・美木多駅より南東約4.5 kmに位置する市街化調整区域です。



○ 名称 / 面積 / 区域

鉢ヶ峯寺特別緑地保全地区 / 約14 ha / 区域図のとおり



4. 特別緑地保全地区とは

特別緑地保全地区は、都市の無秩序な拡大の防止に資する緑地、都市の歴史的・文化的価値を有する緑地、生態系に配慮したまちづくりのための動植物の生息、生育地となる緑地等の保全を図ることを目的とする都市計画法第8条に規定される地域地区です。

特別緑地保全地区内では

● 行為の制限

特別緑地保全地区内では、緑地の保全を目的として、都市緑地法により、原則現状のまま永続的に緑地を保全していただくことになります。

そのため、次の行為を行う場合には、市長の許可が必要となります。

1. 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築
2. 宅地の造成、土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更
3. 木竹の伐採
4. 水面の埋立て又は干拓
5. 屋外における土石、廃棄物または再生資源の堆積 ※

※ 廃棄物：廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第2条第1項に規定する廃棄物

再生資源：資源の有効な利用の促進に関する法律 第2条第4項に規定する再生資源

● 許可の基準

市長は、許可の申請があった場合、緑地の保全上支障があると認めるときは、許可をすることができません。

ただし、公益性が特に高く緑地の保全上著しく支障を及ぼすおそれのない一定の行為や、都市計画決定の際に既に着手していた行為、非常災害の応急措置等についてはこの限りではありません。

● 損失補償

上記行為の許可を受けることができないため、損失を受けたものがある場合、市は、損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償します。

● 土地の買入れ

土地所有者が行為の制限を受けることにより、土地の利用に著しい支障をきたす場合、市に対して、その土地を買入れる旨申し出ることができます。

この場合、当該緑地の保全上必要があると認めるものについては、市がその土地を買入れます。